

議案第13号

滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加
及び滋賀県市町村職員退職手当組合同約を変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成24年10月1日から滋賀県市町村職員退職手当組合に愛知郡広域行政組合が加入すること及び滋賀県市町村職員退職手当組合同約（平成12年滋賀県指令市振第137号）を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年11月27日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約

滋賀県市町村職員退職手当組合格約(平成 12 年滋賀県指令市振第 137 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「湖北地域消防組合」の次に「、愛知郡広域行政組合」を加える。

付 則

この規約は、許可の日から施行し、改正後の滋賀県市町村職員退職手当組合格約の規定は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。